

## ○藤崎町乳幼児医療費給付条例

(平成 17 年 3 月 28 日条例第 99 号)

**改正** 平成 18 年 6 月 16 日条例第 25 号 平成 18 年 9 月 20 日条例第 27 号  
平成 19 年 3 月 16 日条例第 7 号 平成 20 年 6 月 13 日条例第 37 号  
平成 20 年 12 月 19 日条例第 52 号 平成 24 年 3 月 16 日条例第 2 号  
平成 24 年 3 月 31 日条例第 19 号 平成 28 年 3 月 11 日条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって乳幼児の保健及び出生児環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から 1 歳に達する日の属する月の末日までの者(以下「乳児」という。)及び 1 歳に達した日の属する月の翌月の初日から小学校就学の始期に達するまでの者(ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 18 条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。以下「幼児」という。)をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条に規定する保護者で、現に乳幼児の生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「乳幼児医療費」とは、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

(給付の要件)

第 3 条 乳幼児医療費の給付は、本町に住所を有し、及び医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児の保護者に対しこれを行う。

(申請及び認定)

第 4 条 前条に規定する要件に該当する者は、乳幼児医療費の給付を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し乳幼児医療費を給付する。

(受給資格証)

第 5 条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する乳幼児(以下「給付対象者」という。)が病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

(給付対象額)

第6条 乳幼児医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額から医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額を控除した額(以下「保険者等負担控除後の額」という。)とする。

(乳幼児医療費の給付方法等)

第7条 乳幼児医療費は、第4条の認定を受けた受給資格者に対し規則で定めるところによりその申請に基づき給付する。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児に係る乳幼児医療費は、医療保険各法の規定による保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費を除き、保険医療機関等の請求に基づき青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、乳幼児医療費の支払があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、乳幼児医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の給付を受けたときは、その者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 乳幼児医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の藤崎町乳幼児医療費給付条例(平成 5 年藤崎町条例第 19 号)又は常盤村乳幼児医療費給付条例(平成 5 年常盤村条例第 15 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第 3 条の所得制限の規定は、平成 17 年 7 月 1 日以後診療を受けたものから適用し、同日前の診療を受けたものについては、なお合併前の条例の例によるものとする。

附 則(平成 18 年 6 月 16 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 9 月 20 日条例第 27 号)

改正後の条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日条例第 7 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 13 日条例第 37 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 19 日条例第 52 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の藤崎町乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 31 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、医療費の給付については、平成 24 年 6 月 1 日以後に受けた医療の給付について適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 11 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤崎町乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。